平成２５年（フ）第２５７４号
大阪府豊中市大黒町３丁目１番１―201号
債務者　高谷　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８０号
大阪市生野区巽中２丁目12番23号
債務者　照井　賢一（旧姓朴）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８２号
大阪府交野市私部６丁目16番６―202号
債務者　澤　　優
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
山口県周南市大字櫛ケ浜24番地、前住所山口県周南市大字湯野4964番地の10セジュールときしげＣ―102号
債務者　井上　利則（旧姓村田・北村）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７２号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道住新緑団地３―204、住民票上の住所北海道帯広市西20条南４丁目47番18号
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
北海道河東郡音更町大通北１丁目１番地１
北明町営団地３号
債務者　渡部　美恵
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅29棟202号
債務者　山田　晴之
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０５９号
東京都豊島区南池袋１丁目16―４―205
債務者　薄木美波里
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９１号
千葉県君津市北子安３丁目13―２―103
債務者　山田　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１０７号
東京都清瀬市元町１丁目１―13―301
債務者　鈴木　命子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１３７号
東京都目黒区中根２丁目10―９―201
債務者　須藤惠美子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１３９号
神奈川県綾瀬市早川城山５丁目13―20
債務者　飯泉チヱ子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１４１号
東京都足立区新田１丁目11―２―302
債務者　杉本　和樹
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１４２号
東京都大田区羽田２丁目17―10―105
債務者　大森真理子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１４３号
東京都北区王子本町２丁目４－６―101
債務者　石田　進也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１４４号
東京都北区王子本町２丁目４－６―101
債務者　石田留美子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部